

# 嘉麻市デジタル推進計画策定業務仕様書

## 1. 件名

嘉麻市デジタル推進計画策定業務

## 2. 目的

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」の閣議決定により、自治体における手続きの簡素化・迅速化や行政の効率化等に取り組むことが重要となっている。

また、嘉麻市では令和4年度に「第2次嘉麻市総合計画後期基本計画」を策定しており、人口減少や社会情勢の変化等の柔軟に応じるため、各種市民サービスのデジタル化に取り組み、効率的な行政サービスを提供することとしている。

このような状況を踏まえ、嘉麻市において国が示す自治体DXを計画的に実現することを目的として、嘉麻市デジタル推進計画を策定する。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から令和5年12月31日まで

## 4. 計画期間

計画策定日から令和9年3月31日まで

## 5. 業務内容

嘉麻市のデジタル化を計画的に実施するため、デジタル技術やDX、情報セキュリティ等に関する専門的な知見を基に、以下のとおりデジタル推進計画の策定を支援すること。

### (1) 現行調査・分析

- ・ 嘉麻市のデジタル化に関する進捗状況を把握すること。
- ・ 嘉麻市が事前に行った庁内アンケート結果等に基づいて、現行業務の調査・分析を行うこと。
- ・ 市民のニーズを把握するためのアンケート項目を作成すること。  
※アンケートの印刷、発送、集計等は市が行う。
- ・ 国や県等のDX及びデジタル化に関する動向を調査すること。
- ・ その他現状を調査・分析するために必要な作業を協議の上実施すること。

### (2) デジタル推進計画作成支援

- ・ デジタル化の推進における基本理念及び方針の作成を支援すること。
- ・ 5. (1)で調査・分析した結果を踏まえ、庁内・地域のデジタル化を推進するための具体的な施策等

について検討し、デジタル推進計画の作成を支援すること。

・第2次嘉麻市総合計画や、国及び県のDX推進計画等との整合性を図ること。

・計画書には以下の内容を含むこと。

ア. 基本原則、基本理念

イ. 計画策定の経緯、目的

ウ. 将来像

エ. 推進体制

オ. 推進分野、取組事項

カ. アクションプラン

### (3) 定例会議の実施

本業務を遂行するにあたり、毎月2回程度、進捗状況や課題、懸念事項等に関する会議を行うこと。

なお、嘉麻市との会議については、感染症対策を考慮しWeb会議形式でも実施可能とする。

### (4) 協議会等運営支援

デジタル推進計画の策定に市民の意見を反映させることを目的として、嘉麻市デジタル推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置しており、月1回程度会議を開催しているため、必要に応じて協議会に出席すること。また、会議等に必要の関係書類の作成及び業務報告を求められたときは速やかに対応すること。

### (5) 助言

本業務を遂行するにあたり、国及び県の動向や先進地の事例等、DXやデジタル化等に関する助言等を行うこと。

## 6. 成果品

### (1) 成果品の納品

成果品を本市が指定する日までに以下のとおり納品すること。

No	成果品	納品部数
1	現行業務調査結果報告書	紙媒体1部及び電子データ（CD-R）
2	現行業務分析結果報告書	紙媒体1部及び電子データ（CD-R）
3	嘉麻市デジタル推進計画書概要版	紙媒体1部及び電子データ（CD-R）
4	嘉麻市デジタル推進計画書	紙媒体50部及び電子データ（CD-R）
5	議事録（定例会議等本業務に関する会議）	電子データ（CD-R）

### (2) 納品場所

嘉麻市役所デジタル戦略課

## 7. スケジュール

本業務を遂行するにあたり、スケジュール想定は以下のとおりとする。

時期	作業工程
令和5年5月～6月	現行調査・分析
令和5年5月～8月	計画案作成
令和5年9月～10月	パブリックコメント実施
令和5年11月	計画案修正
令和5年12月	計画策定完了

## 8. 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、プロジェクト全体を統括する責任者(以下「責任者」という。)を配置すること。
- (2) 受託者は、本業務又は本業務に関連する事項について、嘉麻市から依頼又は問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- (3) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者(責任、作業に従事する者(責任者を含む))の名簿とその連絡先を明記した実施体制表を、本契約締結時に提出すること。

## 9. 本業務における留意事項

- (1) 受託者、仕様書並びに関係法令等を遵守し、嘉麻市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識と経験を有すること。
- (3) 本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために秘密保持契約など必要な措置をとるものとする。
- (4) 個人情報の取り扱いは、個人情報保護法及び嘉麻市個人情報保護条例並びに嘉麻市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (5) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は嘉麻市に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、嘉麻市と受託者が協議の上決定する。

## 10. 担当部署

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

嘉麻市役所 デジタル戦略課 デジタル戦略係 担当：吉村 真緒

電話：0948-42-7420

メール：[digital@city.kama.lg.jp](mailto:digital@city.kama.lg.jp)